

公益社団法人大津市シルバー人材センター

指定訪問介護に関する運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人大津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）について人員及び管理運営に関し必要な事項を定め、センターの訪問介護員が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの訪問介護員等は当該指定訪問介護計画書に則り、且つ、シルバー人材センター福祉・家事援助サービス憲章（別紙）を遵守しながら、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療、福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 公益社団法人 大津市シルバー人材センター
- (2) 所在地 大津市中央二丁目2番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに所属する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
 - ア 管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うこととする。
 - イ 管理者は、指定訪問介護の業務に従事する者に、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第15号）に基づく管理を一元的に行うために必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 4名以上
サービス提供責任者は、センターに対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。
- (3) 訪問介護員 41名以上
訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名

事務職員は、当該事業の実施に当たり必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間 午前8時40分から午後5時25分までとする。

(3) サービス提供日 年中無休

(4) サービス提供時間 午前7時から午後7時までとする。

(但し、上記に限らない場合は相談の上によるものとする。)

(訪問介護の内容及び利用料金等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(苦情処理体制)

第7条 センターは、利用者からの苦情・相談窓口を設置し、指定訪問介護の提供に関する利用者の要望、苦情に対応する。また、必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(事故防止及び発生時の対応)

第8条 指定訪問介護の提供による事故防止に努め、事故が発生した場合には、速やかに関係機関等へ連絡を行い必要な措置を講じるとともに、その事故の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。

(非常災害時等における体制の構築)

第10条 指定訪問介護事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は大津市の区域とする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 センターは、訪問介護員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 登録時研修 登録後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
 - 2 指定訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、指定訪問介護の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との就業規約の内容とする。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はセンターと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(暴力団の排除)

第13条 指定訪問介護事業所を運営する法人の役員及び指定訪問介護事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

- 2 指定訪問介護事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程の変更は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程の変更は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この規程の変更は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程の変更は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程の変更は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この規程の変更は、令和2年3月1日から施行する。